

国民健康保険 長寿医療(後期高齢者医療)制度のお知らせ

来年度から、原則どなたでも、保険料を『年金からのお支払い(特別徴収)』に代えて、『口座振替(普通徴収)』にできます。

口座振替でのお支払いをご希望される方は、役場の窓口でお手続きください。
1月30日までにお手続きいただくと、平成21年4月分の年金からの支払いが中止され、7月から口座振替によりお支払いいただくこととなります。
(お支払いいただく保険料の総額は変わりません。)

※これまで①2年間、国民健康保険の保険料の納め忘れがなかった方ご本人が口座振替で支払う場合や、②世帯主・配偶者が、ご本人(年金収入が180万円未満の方)に代わって口座振替で支払う場合に限り、口座振替とすることができましたが、こうした限定がなくなりました。
※ただし、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります。
※上記の期限を過ぎてお申し出いただいた場合は、6月分以降の年金からのお支払いにより中止となりますので、ご了承ください。

例：Aさんは現在、特別徴収で保険料納付。1月30日までにお手続きをした場合、4月分からは特別徴収が止まり、7月から口座振替が始まります。

平成21年納付月	2月	3月	新年度 4月	5月	6月	7月	……	3月
年金からの徴収	○	—	中止	—	中止	—	……	—
口座振替	—	—	—	—	—	○	……	○

【口座振替受付について】

- 受付場所：西原町役場健康推進課
- 必要書類：被保険者証、通帳、通帳印
- 受付期間：平成21年1月30日(金曜日)まで



ご注意いただきたいこと

- 1 これまで窓口等でお支払いしている方で、口座振替への変更をご希望される場合も、上記の窓口へお問い合わせください。
- 2 平成20年4月2日以降に資格取得された方等についても、原則、平成21年4月から年金からの支払いとなります。口座振替を希望される場合は、事前に手続きをすることができます。
- 3 口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、十分ご注意ください。

健康推進課 ☎945-4791 国民健康保険係(内線154) 後期高齢者医療係(内線151~155)



確定申告はe-TAXで!

e-Tax(国税電子申告・納税システム)は、あらかじめ開始届出書を提出し、登録をしておけば、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができる便利なシステムです。

- ご利用のために必要なもの
- ①パソコンとインターネットが利用できる環境
 - ②電子証明書
 - ③ICカードリーダライタ(家電量販店やインターネット販売で購入できます。)

※電子証明書・・・西原町役場町民課にて公的個人認証サービスに基づく電子証明書の発行ができます。
(必要なもの)・運転免許証、パスポート等官公署が発行した写真付証明書(有効期限内に限る)
・手数料500円
(注)確定申告時期前は込み合うと予想されますので、お早めにご手続きをお願いします。

- 「e-TAX」をご利用開始までの流れ
- ① 開始届出書を所轄する税務署に提出して下さい。
 - ② 税務署から利用者識別番号及び暗証番号の記載された通知書等が送付されます。
 - ③ e-TAXソフトをインストールし、暗証番号の変更及び電子証明書等の登録を通知書に記載された期限までに行ってください。

電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除について

(※所得税について5,000円の控除を受けられます。)

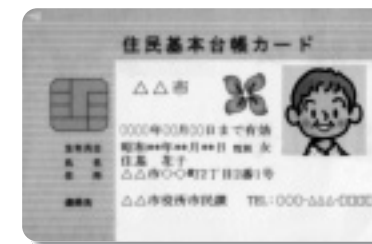
対象者：電子申告により平成20年分の所得税の確定申告書を翌年3月16日までに提出する際、併せて本人の電子署名と電子証明書を送信した者
控除額：5,000円(その年分の所得税額を限度)
適用年分：平成20年分
(※平成19年分に本税額控除の適用を受けた方は、平成20年分においてはその適用を受けることができません。)

詳細な情報については、次のホームページをご覧ください。

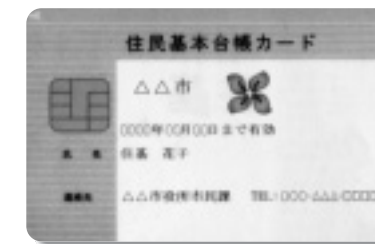
【住記カード】<http://juki-card.com/index.html> 【電子証明書】<http://www.jpki.go.jp/index.html>
【ICカードリーダライタ】<http://www.jpki-rw.jp/> 【e-Tax】<http://www.e-tax.nta.go.jp>
【e-Tax確定申告特集ページ】<http://www.nta.go.jp/e-tax20/tokusyu20.htm>

住民基本台帳カードと公的個人認証(電子証明書)について

市町村が交付するICカードのことをいいます。種類は「写真付き住基カード」と「写真なし住基カード」の二つあり、希望するカードを選択できます。特に、「写真付き住基カード」は運転免許証等と同様に、公的な身分証明書としてご利用できます。



「写真付き住基カード」



「写真なし住基カード」

■住基カードの申請

本人が来庁し、本人であることを確認できるもの(運転免許証、パスポート、顔写真付きの官公庁発行の身分証明書等)をご持参下さい。

顔写真付きの住基カードの場合は、縦4.5cm、横3.5cmの写真が必要です。
※顔写真付きの官公庁発行の身分証明書が無い場合は、申請日当日には交付できませんのでご注意ください。
官公庁発行の身分証明書が無い場合は、本人を確認するための文書を自宅へ郵送します。その文書とあわせて健康保険証等を再度、窓口へご持参下さい。

手数料：住基カードについては、平成23年3月までは無料です。
ただし、紛失などによる再交付の際は、手数料(500円)が必要です。

■電子証明書の申請

「公的個人認証サービス」の電子証明書は、住基カードの中のチップに入れます。申請は、住基カードと同様な手続きになります。

※顔写真付きの官公庁発行の身分証明書が無い場合も、住基カードと同様の手続きになります。(申請当日に交付不可)
手数料：公的個人認証の電子証明書は500円です。

【お問合せ】西原町役場 町民課 ☎945-5012 FAX 946-6086